



Title	フランスの刑事和解（一）
Author(s)	島岡, まな
Citation	阪大法学. 2004, 54(1), p. 53-86
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/55350">https://hdl.handle.net/11094/55350</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# フランスの刑事和解（二）

島岡まな

- 一 はじめ
- 二 刑事和解とは何か
- （二） 様々な紛争解決手続における刑事和解
- 1 紛争解決手続
- 2 起訴代替手続
- （二） 刑事和解の定義と目的
- 1 刑事和解の定義
- 2 刑事和解の目的
- 3 未成年者に対する刑事和解
- 法的根拠
- （一） 一九九二年一〇月二日の通達および一月四日のデクレ
- （二） 一九九三年一月四日の刑事訴訟法改正
- （三） 一九九六年四月一〇日のデクレ
- （四） 一九九九年六月二三日の刑事訴訟法改正

(五) 二〇〇一年以降のデクレおよび通達  
運用状況

四

(二) パリでの現地調査  
1 ボビニー大審裁判所

2 ボビニー被害者支援組織

3 ナンテール大審裁判所(以上、本号)

(二) リヨンでの現地調査  
1 リヨン第二大学

2 リヨン大審裁判所  
3 リヨン司法の家

(三) グルノーブルでの現地調査  
1 グルノーブル司法の家

2 グルノーブル被害者支援組織  
(四) ボルドーでの現地調査  
1 ボルドー大審裁判所  
2 ボルドー司法監視および社会復帰センター  
3 ボルドー和解センター  
おわりに

五

## 一 はじめに

近年のわが国の司法制度改革論議における重要課題として、民事・刑事裁判の迅速化、刑事裁判における被害者

の保護・救済、民事裁判においてはあるが、ADR (Alternative Dispute Resolution の略=裁判外紛争解決手段) の拡充・活性化等が指摘されている。<sup>(1)</sup>

フランスの刑事手続きにおいては、検察官による「公訴 (action publique)」だけでなく、犯罪被害者による「私訴 (action civile)」同時に同一の裁判所で審理する「」がやめねが、現るに進んで、刑事におけるADRとも呼べべき新たな制度が、近年急速に普及してきている。すなわち、フランスには「わゆる起訴代替手続 (Les mesures alternatives aux poursuites)」といい、以下に述べる五種類の手続きが存在する。第一は、法的義務の遵守要求 (Le rappel des obligations de la loi, 単に Rappel à la loi と呼ぶ) が多い)、第二は、条件付不起訴 (Les classements sous condition)、第三は、一九九九年に導入された刑事示談 (composition pénale)、第四は、未成年者に対する刑事和解 (未成年少年賠償又は支援手続 (La mesure ou l'activité d'aide ou de réparation, 単に réparation des mineurs と呼ぶ) が多い)、第五は、裁判所において、軽微な犯罪者と犯罪被害者との間で仲介者を交えた話し合いの場を設け、和解の成立・不成立の結果を検察官に報告する刑事和解 (médiation pénale) である。

もし、フランス（特にパリ）の実務においては、上記法的義務遵守要求から刑事和解までの五種類をすべて合わせて（広義の）「刑事和解」と呼ぶ）ことが多いが、この制度を法律家とは異なった視点から創設してきた地方の研究者や各種協会（association）関係者は、前記第四および第五のみが厳密には（狭義の）「刑事和解」と呼ばれるべきもので、前記第一～第三の手続きは、犯罪の双方当事者（彼らは、被害者と被疑者という用語さえ使用しない）が話し合いにより事件を解決するという「刑事和解」の精神からは程遠い、裁判所による一方的な処分であると批判する。

このように、フランス国内でさえ、意見の対立や概念の不一致が見られる「刑事和解」であるが、約一五年前の制度発足および一一年前の法的導入以来徐々に発展を遂げ、最近では近隣判事 (Juge de proximité)<sup>(4)</sup> の創設など、新たな展開も見られる本制度を紹介することは、わが国の司法制度改革を考える上でも重要であると考える。筆者は、平成一四年四月より平成一六年三月までの二年間、「フランスにおける刑事和解の研究」というテーマで日本学術振興会の科学研究費補助金を取得し、フランスのパリ、リヨン、グルノーブル、ボルドーでの現地調査を含めた研究を行つた。本稿は、その調査を元に、未だわが国に多くは紹介されていない本制度の概要を紹介するものである。<sup>(5)</sup>

## II 刑事和解とは何か

### (一) 様々な紛争解決手続における刑事和解<sup>(6)</sup>

前述したように、「刑事和解 (La médiation pénale)」の概念をめぐっては、フランス国内でも見解の対立が見られる。そこで、まず、フランスで行われている様々な紛争解決手続 (Les modes de résolution des conflits) 内での刑事和解の位置を明らかにした後、起訴代替手続としての五種類の手続について詳しく述べる。

#### 1. 紛争解決手続

フランスの紛争解決手続には、調停 (La conciliation) と斡旋 (La médiation)<sup>(9)</sup> とが存在する。両者は、共に当事者間の合意を前提とするが、斡旋は第三者の介入を必要的前提とする。フランス司法省によれば、調停と斡旋の相違は、第三者の役割の相違に求められる。すなわち、調停において、第三者 (調停員) は紛争の解決案を起草するが、斡旋においては、第三者 (斡旋員) は当事者自身が解決を見出す際の生産的な関係を作り出す。

## (1) 司法外の和解 (斡旋)

①協約的和解 (斡旋) (La médiation conventionnelle) は、両当事者が紛争解決を容易にするために第三者に任意に依頼するにによって発生する。これは、司法の前段階や司法手続きと同時に存在する。

②協約的社会和解 (斡旋) (La médiation sociale conventionnelle) は、性質上、協約的和解と異ならないが、しばしば地域的連携のある協会 (association) の下で組織され、呼び名も社会和解 (La médiation sociale)、都市和解 (La médiation urbaine)、地区和解 (La médiation de quartier)、共同体和解 (La médiation communautaire)、市民和解 (La médiation citoyenne)、異文化間社会和解 (La médiation sociale trans-culturelle)、近隣和解 (La médiation de proximité) と様々である。

③学校内和解 (斡旋) (La médiation scolaire) の目的は、すべての教育機関内の構成員間、学校職員と生徒の保護者間の意思疎通を容易にするにある。これは、学校教育のあらゆる学年における生徒間の紛争解決にも関係する。

④家事和解 (斡旋) (La médiation familiale) は、家族内の意思疎通を再構築し、紛争状態を平和的に解決するきっかけを作る目的とする。別居を超えて親としての役割を維持したいと願う両親に提案されることが中心であるが、それ以外の家族、たとえば両親、子いも、祖父母、兄弟、義理の家族にも及ぶ。この家事和解は、司法的和解としても行われる。

⑤一九七三年一月三日の法律は、一九八九年一月一三日の法律以来独立の権限を持つことになった共和国和解 (斡旋) 員 (médiateur de la République) を創設した。共和国和解員に対する事件の提訴は無料で期限の条件はないが、濫用的提訴を避けるために、国民が提訴された行政行為に対して事前に必要な手続きを踏んだか否かを原則と

して確認すべき国会議員の介入を経なければならない。共和国和解（斡旋）員は、申し立ての受理、行政機関または公的機関による判決執行に対する闘争、改革の提案の三種の役割を担っている。行政機関との関係における市民の権利に関する一〇〇〇年四月一二日の法律は、共和国和解員の代理人を制度化した。

⑥商業上の仲裁員（*l'arbitrage commercial*）は、様々な商業的秩序内および銀行・保険分野における紛争に關係する。

## （2）司法内（司法的）和解（斡旋）

①すべての裁判官は、新刑事訴訟法第二二条に規定する司法的調停（*La conciliation judiciaire*）の任務を担う。実務上、調停は、調停のみ、または調停および判決の両方を付託された小審裁判所判事（*jugé d'instance*）の下で展開されてきた。しかしながら、一九九六年七月二二日のデクレは、小審裁判所判事が紛争を扱っている場合は、調停員を任命することを可能にした。この種の調停は、債務の回収、隣人ととのトラブル、家主と賃借人とのトラブル、商人と消費者とのトラブルなど、多くの状況下で好都合である。

②法律により規定されている司法的和解（斡旋）は、民事紛争または犯罪を付託された裁判所が、第三者の援助の下に彼らの紛争解決をめざす手続きをとることを当事者に提案するににより行われる（間接的付託）。ゆえに、司法的和解は、民事と同様に刑事分野にも関係する。民事和解（*La médiation civile*）は、一九九六年七月二二日のデクレによる新民事訴訟法第一三一一ないし第一三一一五条に規定される。第一三一一一条は、「裁判官が紛争を付託された場合、当事者の合意があれば、当事者の言い分を聞き、その見解をつき合わせて彼らが紛争解決を発見することを助ける第三者を任命することができる。小審裁判所では、急速審理裁判官（*juge de référé*）にもの権限がある」と規定する。この和解は、紛争の全部または一部について行うことができるが、裁判官から訴訟

を奪うものではなく、裁判官は、和解のすべての段階でコントロールを行う。

(3)労働和解（斡旋）(La médiation du travail)は、労働現場の団体紛争について、裁判官への事件提訴以後と同様にそれ以前の段階でも長年多用されてきた。しかし、個人間の紛争分野では、労働契約が和解の可能な分野を制限する強行法規によつて規定されているため、和解の余地は少なかつた。一方解雇手続きに關しては、和解が定められている。

(4)和解の主要な分野は家族法に関するものであり、それが家事和解 (La médiation familiale) である。家事和解は、審理のすべての段階において、家事事件（離婚、別居）裁判官、後見判事 (juge des tutelles)、<sup>6</sup>簡速審理裁判官の下で行われる。家事紛争は、検事局の指揮の下に刑事和解の分野でも取り扱われる。

## 2 起訴代替手続 (Les mesures alternatives aux poursuites)

検察官は、広範な起訴代替手続を手中にしてゐる。刑事和解の特殊性を知るために、以下に詳述する。

まず、(1)法的義務の遵守要求 (Le rappel des obligation de la loi, Rappel à la loi) は、被疑者に対し、被疑事実に適用される法律の条文と刑罰を読み聞かせる(い)によつてなされる。(い)の方式は、不处罚の印象と行為の反復を避けるための犯罪行為に対する迅速な司法的対応を構成する。(い)れば、原則として、初犯の行為者に対しても用いられる。法的義務の遵守要求は、成人に対しても同様、未成年者に対しても行われるが、後者については、法律上の親権者に対しても行われる。

(2)条件付不起訴 (Les classements sous condition) は、犯罪行為者に対する検察官の命令という形式で課される手段である。刑事訴訟法第四一一一条は、三種の条件付不起訴を定めている。すなわち、第一に、「社会的ないし職業的衛生施設への誘導」(l'orientation vers une structure sanitaire sociale ou professionnelle) がある。(い)

の種の条件付不起訴は、薬物学やアルコール研究等の専門的簡易調査を日常的に行う協会の実務や能力に頼ることが多い。薬物中毒、アルコール中毒、暴力等の危険行為や社会適応の困難性が、この介入手段の優先的分野である。被疑者が行う手続きを効果的なものにするために、説明や準備や付き添いが必要となる。斡旋者には当事者の状況を性格に評価し、最も適切なサービスへと導く能力が要求される。職業的適応、居住場所の確保、研修や就職の斡旋等においても同様である。第二に、「状況を法律や規則に照らして正常化する要求」(la demande de régularisation d'une situation au regard de la loi ou des règlements)がある。いくつかの正常化要求を行うために、教育的ノウハウは要求されない。それは、都市問題、環境問題、交通手段の支払い、保険金支払い、境界線問題、特殊な職業規則上の問題等だからである。しかし、被疑者が命令や判決を遵守しない多くの状況において、正常化は、先決すべき紛争の解決を必要とする。家族間や隣人間の争いにおいても同様である。このような場合、とりわけ、以前の法的義務の遵守要求や形式的正常化要求の効果がなかつたような場合には、社会教育プログラムの遂行経験を伴う斡旋(和解)において培つた技術が有効となる。第三に、「損害賠償請求」(la demande de réparation du dommage)がある。多くの場合、損害賠償は、調書に書かれた見積書、領収書、免責額等をもとに検察官や斡旋者が示した金銭賠償である。数年来、被害者に対する損害賠償サービスを行つてゐる協会に依頼することもある。これは、被疑者に最も可能な方法(額)を適用し、その実施を保証することによって、損害の回復を容易にする。

③刑事示談 (composition pénale)は、一九九九年六月二二日の法律によつて創設された、もつぱら成人犯罪者に對してのみ宣告されうる手続である。一九九九年六月二二日の法律は、「検察官は、一定の犯罪についてのみ、起訴に先立ち、他の起訴代替手続と並行して、行為者の同意の下に、彼に示談罰金の支払、運転免許または狩猟免許の停止、被害者への損害賠償、無報酬労働のうち一または複数の義務を行うよう提案するか、または代理人によ

つて提案させることができる」と規定する。二〇〇一年九月九日の法律は、三ヶ月以内の期間、保健衛生・社会・職業的サービスまたは機関における研修または職業訓練に従事させる可能性を追加した。他の起訴代替手続と異なり、検察官により提案される刑事示談は、裁判官によつて認証 (Validation) されなければならない。被害者が特定されているすべての事件において、検察官は、被害者への損害賠償を行為者に提案しなければならない。行為者が提案を受け入れる場合、軽罪に関しては大審裁判所長によつて、違警罪に関しては簡易裁判所裁判官によつて認証されなければならない。提案された義務の履行は、起訴を消滅させる。しかしながら、二〇〇二年九月九日の法律により、刑事示談の事実は、今後は第一前科簿に記載されることとなつた。

刑事示談に付する」とのできる軽罪または違警罪は、法律によつて列举され、それらは、暴行、傷害、財産犯、脅迫、公務執行妨害、酒気帯びまたは酒酔い運転、薬物犯罪等の、主として都市的犯罪 (la délinquance urbaine) に属する比較的軽微な犯罪である。二〇〇一年九月九日の法律は、刑事示談の適用範囲を拡大した。

④少年賠償又は支援手続 (La mesure ou l'activité d'aide ou de réparation, 単に réparation des mineurs と呼ぶことが多い) は、一九四五年二月一日のオルドナンスに規定された、検察官に送致された少年のみに関する起訴代替手続である。これは、少年に対し、彼の犯した犯罪行為の結果を、被害者のためだけでなく、彼自身、彼の家族、周囲の環境、彼がその一部を形成する社会のためにも、きちんと自覚することを目的としている。少年の親権者もこの手続実施のために密接に参加させられるとともに、自治体、協会、学校、非行予防センター、商店主等の協力者も動員される。次第に増加しているいくつかの協会は、(司法省) 少年保護局により、この手続実施の資格を付与されている。賠償活動は、直接または間接的に行われる。

⑤刑事和解 (médiation pénale) は、起訴裁量を持つ検事正 (procureur de la République) によつて提案され、

裁判所への刑事訴追と単なる不起訴との間の「第三の道」といわれる方法である。検事正は、刑事和解が被害者の損害を賠償し、犯罪から生じたトラブルを終結させ、行為者の社会復帰に資すると思料するときは、刑事和解手続への移行を決定することができる。社会的関係の再構築を目的とする刑事和解は、真の司法的対応としての特殊性を備え、公訴を中断する。和解（斡旋）人（*médiateur*）は、能力、独立性、公平性という資質を備える必要がある。刑事和解は、成人と共に少年に対しても行われ、刑事示談とは異なり、前科簿には記載されない。

## （二） 刑事和解の定義と目的

### 1 刑事和解の定義

狭義の刑事和解とは、前述した（（一）—2 参照）起訴代替手続きの五種類の手続きのうち、最後に紹介したものののみを指す。すなわち、刑事和解の定義は、「第三者の援助の下に、両当事者間の自由な交渉を通じて、犯罪に関係した紛争の解決を探求すること」とされる。この第三者である和解人は、二人のうちのどちらか、または両者が犯罪（違警罪または軽罪）を犯したことを探している紛争当事者間の和解を準備する役割を担う。和解人の面前での両者の会見は、和解の中心部分を占め、この会見の実施には事前の準備が必要となる。和解人の義務は手段であり、結果にはない。しかしながら、会見の結果が何であれ、その様子はすべて文書に記録される。

### 2 刑事和解の目的

①紛争の緩和・解決 和解の目的は、両当事者間の紛争に関する共通の解決策探求を通じて、彼らの真の協力関係を樹立することにある。和解人は、この紛争が必要で自然なことという確認から出発する。紛争には、有利な側面と不利な側面とがある。それは、個々人の相互作用の結果であり、他人との関係性の変化の兆しかもしれない。

紛争を和らげることは、必ずしもそれを抜本的に解消することを意味しない。

②意思疎通の再構築 和解は、紛争当事者間の意思疎通を再構築することを目的とし、具体的かつ継続的な約束の探求を通じて、彼らに責任を持たせようとするものである。そこから引き出された解決手段は、彼らの関係的なトラブルを解決するために、当事者双方に対して適用される。このことから、和解は、再犯防止、意思疎通の再構築および紛争の緩和に道を開く。人に対する攻撃の場合、とりわけ家族内の紛争が問題となる場合、和解人は、暴力の過程をよく知ることが要請される。「家庭内暴力」に関するヨーロッパ評議会勧告は、刑事和解は、暴力的被疑者と被害者をよく知ることができるため、反復の危険を減少し、特別な援助機関に導く目的で刑事和解に訴えることを考慮に入れている。思春期の問題においても、刑事和解は、意思疎通方法の習得を目的とする。しばしば、彼らにとつて言葉は共通の基礎として使われず、対立し、他者を権力で支配するために使用されている。刑事和解は、苦痛や暴力を生み出す気まずい関係にある両親と子ども、大人と子どもの状況確認から出発し、個人的に密接な結びつき・関わり合いをもたらす意思疎通手段を再構築する。和解人は、子どもを取巻く両親や大人が別な方法で意思を伝えることができるよう、勇気付け、支援する。

### 3 未成年者に対する刑事和解

一九九三年の法的承認および一九九九年の法律による追認以来、刑事和解は、未成年者が被疑者または被害者となる事件について実施されてきた。未成年者は、法律上親権者の下にあるので、未成年者が被疑者または被害者である場合、子の法律上の代理人かつ民事法上の責任者として、親権者の一人または両親を召喚することが望ましい。

①被害少年 少年の両親または親権者が少年の利益を擁護する能力をもたない事件では、刑事和解は勧められない。被害者が少年である場合、その年齢は、考慮すべき非常に重要な要素である。年齢が低ければ低いほど、被疑

者と出会うことは少年に影響を及ぼし、不適当・危険ともなりうる。成人と面と向き合う少年は、不安定で罪の意識を持ちやすいので、被疑者が被害者の損害を賠償し、回復する手続が進められていることを知らせることが重要である。逆に、成人被疑者と少年被害者の年齢が近い場合、和解は有効である。彼らはお互いを理解することさえあり、合意を見出すために相互作用を及ぼす状況にある。

少年被害者の和解条項は、その後見人によつて必ず署名されなければならない。両親や少年被害者自身が、弁護士の援助を受けることができる。

②加害少年 刑事和解は、同様に加害少年にも適用されるが、協会や法務省少年保護局は、教育的觀点からより徹底した手段であり、手続のどの段階でも実施しうる「少年賠償 (réparation pénale)」の方を好むことが多い。和解は、それが誰にとつても是非必要というわけではないという意味で、任意的なものである。刑事和解と少年賠償という二つの手段は、加害少年の賠償能力と被害少年の賠償受け入れ能力を相互に刺激しあう。もし和解が財産犯に適用されるのであれば、軽微な人身犯罪の場合にも興味深い解決となりうる。それは、当事者間の関係再構築の可能性に対する賭けともなるという。

③刑事和解と少年賠償 少年同士の刑事和解と少年賠償との本質的相違は、刑事和解においては、行為責任は共に有されるという事実にある。とりわけ、少年と少年が対立する場合、被疑者と被害者の概念は、相対的なものとなりうるからである。和解においては、相互の利益や対立の動機を考慮し、他者性を認識かつ尊重し、被害者に対する加害少年の姿またはその逆を客観的に投影することなどを通して当事者が共通の責任を自覚し、相互の賠償が容易に行われる事がしばしばある。

④未成年者に対する刑事和解の特殊性 少年に対する刑事和解の一般的実施は、成人に対する和解に対し、固有

な性格を持っている。手続の最後に、加害少年、両親、被害者が会う機会を和解人が作り出すことが望ましいとされる。この出会いが手続を完全に終結させる。この手続により厳肅さを付与するためには、検察官自身が出会いを組織することが理想である。

両親との作業は、別の特殊性をもつ。両親は最初の和解時に必ず召喚され、その後も手続の速やかな遂行のために子どもに対して取るべき役割に応じて呼び出される。彼らは、場合によっては、犯罪によつて引き起こされた金銭的損害に対する民事賠償責任を負う。両親が無関心である場合や、その子どもについて非難されている事実に異議を申し立てる場合には、和解は不可能となる。賠償手続において子どもの代わりになる両親も、刑事和解の良い進行に妨げとなり、和解人は、両親が手続の間中一番関心を持ちつつも、適度な距離を保ちつつ関わるように注意し続けなければならない。和解人は、被害者と被疑者の年齢に応じて、思春期の心理と少年の成人に対する特有の関係について細心の注意を払う必要がある。

### 三 法的根拠

#### （二）一九九二年一〇月二日の通達および一月四日のデクレ

フランスでは、刑事和解が一九八〇年代から各地で試験的に行われていた。その後、一九九二年一〇月二日の通達により、現在のフランス刑事訴訟法（以下、単に刑訴と略す）第四一一一条に規定される条件付不起訴及び刑事和解の実施にあたつて遵守すべき四要件（指針）が定められた。

すなわち、①検事局は、社会的監視を任務とするものではなく、犯罪実行に関連付けられた告訴に基づいてのみ介入できる。それ故、犯罪とならない無作法によつて引き起こされたトラブルを検事局は取り扱わない。②検察官

は、条件付不起訴の場合に様々な方法で介入するにしても、裁判官ではない。したがって、被疑者によつて事実が認められているか、少なくとも争われていないか、あるいは（目撃証人がいるなど）争いようがない場合である必要がある。特に、家事事件で判決や命令によつて法的義務が被告に課される場合、検察官やその代理人が執行文の文面を変更することはできない。同様に、損害の評価も動かず、当事者によつて自由に変更されることはない。③  
起訴代替手続は刑罰ではない。被疑者と被害者の合意は必要不可欠である。彼らは彼らの権利や弁護士または（被害者支援サービス、司法へのアクセス等の）適切な法的情報サービスに相談できることについて情報を与えられなければならない。和解は、賠償、原状回復、正常化、補償等に応えなければならない。和解には時間的限界があり、検察官の判断は、前科簿に記載されない。④和解の決定やその実施に、裁判的な要素は何もない。「当事者に、彼らの権利に関する情報を与え、助言を得させる以外は、長く、重く、費用のかかる正式な訴訟手続を創設するのは問題外である。起訴に先立つこの段階では、刑罰執行と同様に、弁論主義や公開主義の原則によつて支配されない」。  
刑事和解は、他の条件付起訴以上に、対立関係にある両当事者が永続的かつ効果的な合意に達するための実施の自由度が必要とされる。この通達の中に、前述（二一（一）—1 参照）の刑事和解の定義が提案され、現在でも常に依拠されている。すなわち、「刑事和解とは、第三者の援助の下に、両当事者間の自由な交渉を通じて、犯罪に関係した紛争の解決を追求することである」とされる。

一九九二年一一月四日のデクレ<sup>(10)</sup>は、刑事和解の存在を公式に認めた初のデクレであり、和解人の資格について定めた一九九六年四月一〇日のデクレの三年半前に、予算措置について定めている。

(二) 一九九三年一月四日の刑事訴訟法改正<sup>(11)</sup>

本制度の正式な（法的）導入は、刑事訴訟法を大幅に改正した一九九三年一月四日の法律第二号により改正された刑事訴訟法第四一条が最初であった。すなわち、同条後段は、「検事正（procureur de la République）はやむに、被害者に生じた損害の回復、犯罪に起因する紛争の解決及び犯罪者の社会復帰に寄与すると思料するときは、公訴の決定に先立ち、当事者の同意を得て、刑事和解手続きに訴える」とを決定することができる<sup>(12)</sup>と規定した。

(三) 一九九六年四月一〇日のデクレ<sup>(13)</sup>

一九九六年四月一〇日のデクレは、第一五一一条で、「検事正が第四一条の要件で刑事和解に訴える」とを決定するとき、以下に規定する資格の与えられた自然人又は法人を任命することができます」として、和解人（médiaiteur）の資格について規定した。まず、和解人の資格を希望する自然人又は法人は、管轄裁判所の検事正や法院検事長（procureur général）に申請しなければならず（第一五一二条）、協会（associations）がその申請をする場合に必要とされる書類（当該協会の設立を公示する官報の写し、規約や内部規則、協会の建物のリスト、協会の機能や組織を示す文書、協会員名簿、予算書等）について細かく規定された（第一五一三条）。また、和解人は、「専門家として法的活動に従事していない者（五一四条一項）」でなければならず、「前科簿二号に記載される有罪判決、無能力及び失権<sup>(14)</sup>対象者ではない（同条二項）」ことが要求され、「能力、独立性、公平性の保障を示さなければならない（同条三項）」。また、「和解人は、刑事和解手続き遂行の過程で得た秘密保持の義務を負う（五一五条）」。また、「これらの資格の付与は、検事正又は法院検事長の提案により、管轄の裁判所、裁判所検事局、控訴院のすべての司法官（裁判官及び検察官）の総会が行う（第一五一六条）」と規定された。

## (四) 一九九九年六月二三日の刑事訴訟法改正

その後、刑事訴訟法の有効性（効率）を強化する一九九九年六月二三日の法律第五一五号により刑事訴訟法第四一条は削除され、代わりに刑事訴訟法第四一一一条ないし第四一一三条が追加され、従来の刑事和解と共に新たに刑事示談制度が導入された。すなわち、刑事和解制度に関する第四一一一条は、「検事正は、被害者に生じた損害の回復、犯罪に起因する紛争の解決及び犯罪者の社会復帰に寄与すると思料するときは、公訴の決定に先立ち、直接に又は委託（代理）によつて、①犯罪者に、法律上の義務の遵守を要求すること、②犯罪者を、保健衛生機関、社会機関その他の職業機関へ行くよう仕向けること、③犯罪者に、その生活状態を法律または規則に照らして正常なものにするよう求めること、④犯罪者に、自己の犯罪から生じた損害の回復を命じること、⑤当事者の同意を得て、犯罪者と被害者との間で和解を行わせること」等の措置を講ずることができるとして、その措置は、公訴時効期間を停止するとした。

次に、刑事示談に関する第四一一二条は、刑事示談に付することのできる犯罪を「刑法第二二二一一一条（八日を超える労働不能を引き起こす暴行）〔筆者注、以下同様〕、二二二一一三条（八日を超える労働不能を引き起こさない暴行）一項ないし一〇項、二二二一一六条（電話・騒音の反復による侵害）、二二二一一七条（脅迫）、二二二一一八条一項（加重的脅迫）、二二二七一一三条ないし二二二七一一七条（家族の遺棄、住居変更の不通告、子の引渡し拒否、住居変更の不通知、尊属による子の奪取）、二二二九条ないし二二二七一一一条（子の不法拘束、親権を剥奪された者による子の不法拘束、未遂）、三二二一一三条（詐欺未遂）、三二二一一五条（役務の不正提供＝無錢飲食やタクシーの無賃乗車等）、三二四一五条（質物の破壊・横領）、三二四一六条（差押物の破壊・横領）、三二二一一一条（破壊・毀損・毀棄）、三二二一一二条（三二二一一一条の客体による加重）、三二三一一二条ないし三二二一一四条（破

壊等に関する脅迫、破壊等に関する強要、破壊・災害等に関する虚偽の警告)、四三三一五条ないし四三三一七条(公務員に対する侮辱、反抗、集団反抗)、及び五二二一一条(動物虐待)」と規定し、その措置を、「①国庫に示談罰金 (amende de composition) を納めること。ただし、その額は二万五、〇〇〇フラン又は法定罰金額の最高額の半分を超えることはできず、犯罪の重大性、犯罪者の資力及び負担の程度に応じて決定される。その納付は、一年以内で検事正が定めた期日内で分割して行うことができる、②犯罪を行ったために使用した又は使用すべきであった物、若しくは犯罪から生じた物の没収、③四ヶ月を超えない期間、大審裁判所書記官に運転免許証、狩猟免許証を預けること、④六ヶ月を超えない期間、自治体のために最大六〇時間の公益奉仕労働を行うこと」とした。

また、同条は、被害者が特定されているときは、検事正が、行為者に対して、六ヶ月を超えない期間で犯罪から生じた損害の賠償を提案しなければならないことや、この提案は、司法警察職員によつて書面で提案される」ともありうるが、犯罪者の警察留置 (garde à vue) の期間になされではならず、その違反は手続きの無効を招来すること、行為者は、同意を与える前に弁護士の援助を受けられることを告知されること、行為者が同意した場合、検事正は、裁判所長に対して、示談の有効化 (validation de la composition) を請求すること、裁判所長は、各々の弁護士に付き添われた行為者及び被害者の聴聞を行うことができ、裁判所長が刑事示談の有効化を認める決定を下した場合には決定された措置が執行され、それ以外の場合には刑事示談の提案は失効すること、裁判所長の決定には、抗告を申し立てることができないこと、行為者が刑事示談を認めない場合や同意を与えた後に決定された措置を完全に遂行しない場合は、検事正がその後の刑事手続きについて評価するが、その後に起訴や有罪判決が続いた場合、行為者によってすでになされた奉仕労働や支払われた金銭などが考慮されうること、公訴時効は、検事正が刑事示談を提案した日からその履行のために課された期間が終了するまで停止されること、刑事示談の履行は、公

訴権を消滅させるが、私訴権者による軽罪裁判所への直接呼出しの権利を妨げないこと」等が規定された。さらに、「刑事示談手続きは、同様に、違警罪としての暴力行為、器物損壊に対しても適用されうる。その場合、示談罰金の最高額は、五、〇〇〇フラン又は法定罰金額の最高額の半分を超えることはできない。運転免許証又は狩猟免許証の提出も二ヶ月を超えることはできず、最大三〇時間の公益奉仕労働も三ヶ月を超えることができない。有効化の申請は、小審裁判所裁判官に対してなされる（第四一―三条）」とされた。

#### （五） 二〇〇一年以降のデクレおよび通達

最後に、検事正の代理者及び和解人並びに刑事示談に関する刑事訴訟法を改正する二〇〇一年一月二九日のデクレ第七一号により、いくつかの重要な改正があつたので紹介する。本デクレは一二条からなり、その二条によつて「刑事訴訟法第一編第一部に第二章『検察官』を追加する」と規定し、いわゆる刑事示談を拡大・強化する方向で詳細な規定を追加した。第二章は、第一節「検事正の代理者及び和解人」、第二節「刑事示談」に分かれ、第二節は、第一款「措置の提案」、第二款「措置の有効化」、第三款「措置の執行」に分かれる。

まず、第一節「検事正の代理者及び和解人」では、検事正の代理 (*délégués du procureur*) としての資格を持つた自然人、協会は、第四一―一条一項ないし四項ならびに刑事示談に関する第四一―一条及び第四一―三条に規定された職務を行うために検事正から任命されるとされ、検事正の和解人 (*médiateur*) としての資格を持つた自然人、協会は、第四一―一条五項に規定された職務を行うために検事正から任命されるとされた (R.一五一五三三一三〇条)。また、自然人または法人がこれらの資格の付与を希望する際の手続き、必要書類、秘密保持義務等については、ほとんど前述の一九九六年四月一〇日のデクレの内容が踏襲されたが、三つの資格要件（専門家とし

て法的活動に従事していないこと、有罪判決、無能力及び失権対象者ではないこと、能力・独立性・公平性の保障）のほかに、「少年手続きに関与する資格者は、少年問題に造詣が深いこと（R.一五一三三一三二条）」という要件が追加された。このことから、いわゆる少年事件においても、フランスでは刑事和解手続が積極的に推進されていることが窺われる。さらに、資格付与の場合だけでなく、資格剥奪の場合にも、管轄の裁判所、裁判所検事局、控訴院のすべての司法官（裁判官及び検察官）の総会が決定することとされた（R.一五一三三一三七条）。

次に、第二節「刑事示談」は、第一款「措置の提案」において、刑事示談を提案された被疑者は、希望すれば弁護士の援助を受け、同意するかどうかの決定の前に一〇日間の考慮期間が与えられるが、一〇日後に再出頭しない場合は拒否とみなされると規定した（R.一五一三三一三九条）。また、刑事示談のための調書（procès-verbal）には、①被疑事実及び罪状、②提案される措置と期間、③損害賠償額または賠償措置、④同意の決定前に弁護人依頼権や一〇日間の考慮期間について告知されたこと、⑤刑事示談の提案が大審裁判所長または小審裁判官の有効化の審査に付されると告知されたこと、⑥大審裁判所長または小審裁判官の決定及び措置の執行期限は決定の送達の日から起算されると告知されたこと等が記載され、行為者及び検事正またはその代理人によつて署名され、その写しが行為者に与えられる」と規定された（R.一五一三三一四〇条）。また、被害者自身も裁判官の聴聞を受ける権利や弁護士の援助を得る権利を告知される（R.一五一三三一四五条）。また、第二款は裁判所によつて行われる「措置の有効化」に関する三条から成り、第三款「措置の執行」は、刑事示談で提案された各措置の執行方法について規定し（R.一五一三三一五一～五七条）、これらの措置は、検事正によつて任命された代理者または和解人によつて監視されるとする（R.一五一三三一四九条）。そして、措置が完全に遂行された場合は、検事正に任命された者が確認し、検事正がその結果である公訴権の消滅を行為者及び被害者に通知すると規定する（R.一五

最後に第六条は、交通費の他に検事正の代理者及び和解人に支払われる報酬額について、刑事訴訟法第四一一条に規定する法的義務遵守の要求の場合

に五〇フラン(約一、〇〇〇円=筆者注)、保健衛生機関、社会機関その他の職業機関への誘導、生活状態の正常化の要求、損害回復命令の場合は一〇〇フラン、犯罪者と被害者との間で和解を行わせた場合は二五五フラン等と規定する(刑事訴訟法第R.一二一一条として追加)が、これらの額を見ても、刑事和解(和解及び示談)制度がほとんどボランティアによつて運営されているということが窺われる。

#### 四 運用状況

本章では、刑事和解を中心とするフランスの起訴代替手続の運用状況について述べる。まず初めに、フランス全体の本手続利用についての概数を、表一に掲げる。

表1 フランスの刑事代替手続<sup>(16)</sup>

年	1996	1997	1998	1999	2000	2001
検事局取扱事件数			4,566,988	4,586,854	4,611,383	4,944,721
起訴すべきでない事件	3,1119,135	3,054,242	3,372,994	3,323,906	3,318,575	3,616,873
起訴すべき事件			1,193,994	1,262,948	1,292,808	1,327,848
代替手続き	90,128	101,341	163,799	214,108	250,051	269,996
そのうち、刑事和解	38,918	48,145	25,972	30,334	33,391	33,486
未成年者に対する刑事和解	7,840	11,874	3,168	4,296	4,772	4,972
治療命令	8,812	8,052	4,254	4,183	3,606	4,038
保健・社会・職業施設紹介			1,771	3,115	5,291	7,497
状況回復			33,475	34,971	37,424	38,823
法律遵守要求・警告			62,471	95,863	116,694	129,021
その他			32,668	41,346	48,873	52,159

## フランスの刑事和解（一）

表2 ポビニー裁判所における刑事和解〈2001年〉

	通常刑事和解(%)	少年刑事和解
総 数(件)(%)	8,812(100)	3,326
通常事件(%)	5,339 (60)	2,451 (92)
移送事件(%)	861 (10)	49 (2)
再和解等(%)	2,612 (30)	164 (6)
男性(%)	8,325 (87)	3,018 (86)
女性(%)	1,265 (13)	472 (14)
当事者出席(%)	6,422 (67)	3,205 (92)
当事者欠席(%)	3,168 (33)	285 (8)

この表から分かるように、検事局取扱事件数がさほど変化しないのに対し、刑事代替手続きは、一九九六年の九〇、一二八件から二〇〇一年の二六万九、九九六件まで三倍近い増加を示している。そのうち、未成年者に対する刑事和解（Réparations des mineurs）及び治療命令はむしろ減っているが、保健・社会・職業施設紹介は四倍以上に、法律遵守要求・警告は、二倍以上の伸びを示している。

### （一）パリでの現地調査

#### 1 ポビニー大審裁判所

フランスで、最初に実際の刑事和解の現場を見学したのは、パリ郊外のポビニー大審裁判所（Tribunal de grande instance de Bobigny）である。この裁判所に行くこととなつた経緯は、刑事和解に関する調査・研究のために選んだパリ第二大学の裁判外紛争解決制度研究所（CEMARC）<sup>〔17〕</sup>のガズィー（GHOZI）教授より、パリ控訴院名誉法院検事であるアロワ（Alloy）氏を紹介され、彼が刑事和解を担当するポビニー大審裁判所へ同行することとなつたのである。

まず、ボビニーはパリ国際空港に近く、昔から移民が多く住み、その一世、三世による非行が多発、治安も非常に悪いというフランスの抱える郊外問題の典型的な都市である。そのような土地柄を反

映して裁判所の軽微な刑事事件取扱件数は年々増加し、検事の負担増大が刑事和解制度推進の引金になつたという。

アロワ氏から提供を受けた膨大な資料から、二〇〇一年中に本大審裁判所で取り扱われた刑事和解件数を表二に、罪名別和解件数を表三に掲げる。

ボビニー大審裁判所へは、二〇〇二年九月一日と一八日に二回訪れ、一一日は午前中アロワ氏の行う刑事和解を、午後はルソー検事代理（退職警察官）の行う刑事示談を見学した。一八日は、午前中、検事局で複数の検事が警察署から直接電話を受け、その場で手続きを即決する様子を見学し、午後は、「SOS Victime 93」（後述

### （1） 刑事和解

まず、ボビニー大審裁判所の刑事和解の様子は、アロワ氏が行うものもナサバル氏が行うものも基本的に同様であった。和解人（*médiateur*）は、机と椅子、戸棚がある八畳ほどの細長い部屋を割り当てられている。アロワ氏の部屋には、同氏が元フランス空軍のコンピュータ技師から法務教官を経て司法省に入り、司法省や裁判所のIT

表3 罪名別和解件数

	通常刑事和解	少年刑事和解
総犯罪数（件）	10,410	3,990
暴 行	3,117	542
窃盗及び関連犯罪	1,815	1,201
器物等損壊	765	—
公務執行妨害	558	73
銃 器 所 持	524	175
道交法違反	504	195
そ の 他	399	—
脅 迫	332	84
詐 欺	322	297
武器を伴う暴行	252	58
市民に対する脅迫	228	192
薬 物 犯 罪	202	139

化促進の中心的役割を担つたという経歴を持つだけあって、パソコンが備え付けられ、書類もすべて電子化されていたが、退職教員であるナサバル氏の部屋にはパソコンはなく、書類もすべて手書きであった。

アロワ氏は九時頃部屋に入り、秘書がその日の来訪予定を告げ、関係書類を持つてくる。その予定にしたがつて、和解を行う。筆者がその日に見学した二組は、いずれも「暴行」<sup>(19)</sup>の事例であった。一組目は、黒人の女性二人で、二〇代の若い女性が同じアパートの階下に住む六〇代の年金生活者の女性に暴行を受けたと告訴し、検事局から和解に回された事案であった。アロワ氏は、穏やかに被疑者および被害者双方に話しかけ、事件の原因を聞き出していった。それによれば、被疑者の六〇代女性は、二〇代女性が仕事から帰つた夜一〇時頃や出勤前の朝六時頃に掃除機をかけたり部屋の模様替えをしているような物音に悩まされ、彼女の両親や兄弟たちが狭い部屋に大勢出入りしていると主張して、何度も口論を繰り返した挙句に苛立ち、若い女性の顔面を殴打したという。被害女性は小奇麗な部屋の写真を見せて「一人で住んでおり、家族はいない」と主張し、診断書を示して、治療費と慰謝料として三、〇〇〇ユーロ<sup>(20)</sup>を要求したが、被疑者側が拒否したため、和解は不調に終わった。

二組目は、三〇歳くらいの若い男性が、隣人である五八歳の男性から暴行を受けたと告訴した事例である。パン職人の五八歳男性と若い男性は隣人同士で、五八歳男性と八三歳になる若い男性の祖母が三年前に結婚して隣の部屋に住み始めてから、その女性の五〇代の娘と孫（被害者の男性）とのいさかいが絶えなくなつたという。加害者の男性は、廊下で待つていた妻（八三歳の女性）を引き入れてアロワ氏に紹介し、三人が筆者たちの前で、議論を始めた。今回の暴行事件も犬のしつけが悪いと五八歳の男性が（義理の孫に当たる）若い男性に注意をしたことから口論になり、五八歳の男性が若い男性を突き飛ばして転倒させたというものであった。結局アロワ氏が、若い被害男性に対し、傷害もない軽い暴行であるし、被疑者も反省して二度と手を出さないと誓つてるので許してやる

ようなど説得し、告訴の取り下げという形で決着した。これをアロワ氏がすぐにパソコンに打ち込んで記入し、プリントアウトした書類を双方に読み聞かせ、異議がなければ三部の書類に和解人、被疑者、被害者が署名し、一部

ずつを保管して手続きは終わった。当事者が部屋を出て行つた瞬間、我々は顔を見合わせて噴き出してしまつたが、アロワ氏に、「刑事和解には、このような人間ドラマがある。このような事件が裁判になじまないことがよくお分かりですよね?」と言われ、何冊の刑事和解に関する本を読んでも決して分からぬ実情に触れた気がしたものである。

アロワ氏とナサバル氏に共通する刑事和解の特徴は、終始和やかに行われる点である。被疑者と被害者が面と向かうため、時には興奮して言い争いになることもあるが、それを忍耐強くなだめて解決に持つてゆくためには、和解の人柄が重要となる。その点、和解人がボランティアの名誉職で、ある程度功成り名を遂げた人物が退職後に行うシステムとなつてゐる理由が、よく理解できた。

## (2) 刑事示談 (Composition pénale)

次に、九月一一日の午後、ボビニー大審裁判所でルソー検事代理（退職警察官）の行う刑事示談の様子を見学した。最初の事件の当事者は、ボーランドから旅行のため車でフランスへ來たが、フランス国内に入つた直後飲酒運転で逮捕されたボーランド人であった。フランス語がほとんど話せないため、フランス語の話せる姉が呼ばれ、通訳付で刑事示談を受け入れるかどうか訊かれ、彼としては受け入れざるを得ないという表情で同意した。その内容は、①示談罰金 (amende de composition) の納付、②運転免許証の没収であつた。運転免許証は大審裁判所書記官が四ヶ月以内の期間保管し、その後はボーランド国内のフランス大使館に送付されるので、そこへ取りに来るよう指示が出されていた。彼が去つた後、筆者がルソー氏に「免許を没収されてどうやつて車と共に帰国するのか?」

と質問すると、通訳した姉が電車で来ているので、彼女の運転で帰るのだろうということであった。

第二の事件は、SNCF（フランス国有鉄道）の自動改札機を切符を持たずに乗り越えた学生（男性）を駅員が注意し、逃げようとする男性の腕をつかんだ駅員に対して暴行を働いた学生が逮捕されたというものであった。この男性には裁判所常駐の弁護士（この日は若い女性であった）が公費によつて付され（いわば被疑者段階での国選弁護となる）、被害者側としてSNCFの顧問弁護士が同席した。ルソー氏は、被害者側の弁護士・被疑者の学生の両者から事情を聞き、裁判所常駐の弁護士も「いきなり腕をつかまれてとつさに振り払つた行為が暴行と評価されるのは行き過ぎだ」と学生を弁護した。しかし、ルソー氏は厳しく、SNCF顧問弁護士の「無賃乗車の人間が逃げないように腕をつかむのは当然だ」という主張に同調していた。刑事示談のためにルソー氏から提案された措置は、二五〇ユーロの示談罰金と暴行を受けた駅員に対する二五〇ユーロの損害賠償の計五〇〇ユーロの支払いであり、示談罰金の方は分割払いが認められた。学生はしぶしぶ同意し、書類に被疑者・被害者・検事代理（ルソー氏）の三者が署名し、裁判所長の「有効化（validation de la composition）」の手続きに回された。

最後の事件は、一九歳の無職の少年が「公権力保持者に対する侮辱・反抗」罪で逮捕された後、刑事示談に付されたものであった。事実は、被疑者の六歳の姪が二〇時まで小学校に残され、何の連絡もないまま母親の代わりに被疑者が迎えにきたため、小学校側が引渡しを拒否したところ少年は激怒し、暴力的な言動を教員に向けたため、警察が呼ばれた。被害者として裁判所に来ていた二人の若い（二二〇代前半であろう）制服警察官が少年に帰宅して少女の母親（少年の姉）を寄こすよう説得していたところ、少年が興奮し、「殺してやる」などと怒鳴つたため、「公権力保持者に対する侮辱・反抗」罪で現行犯逮捕したというものであった。少年はその地域の非行少年グループの一員で、しばしば地域の警察官とトラブルを起こしているという。少年にも国選弁護士がついており、「少年は仕

事の忙しい姉に頼まれて姪を迎えて行つたが、小学校の教員たちは少年のことを小さい頃から知つており、少女が少年の姪だとも知つてゐるのに頑固に引き渡そうとしなかつたため、少年が激怒したもので、その後に警察を呼ぶなど少年を刺激した結果、逮捕されるような事態に至つたのであつて、周囲の対応がもう少し少年に対しても暖かいものであれば、このような結果にはならなかつたのだ」と弁護したが、筆者もそのように感じた。しかし、退職警察官のルソー氏は同業の若者に同情し、少年に對しては終始厳しく対応していた。そして、三〇〇ユーロの示談罰金、警察官一人一人に二〇〇ユーロずつの損害賠償、二度と二人の警察官に暴言をはかないことを提案し、少年は不満そうであつたが弁護士に「起訴されるよりはよい」と説得され、最終的に書類に署名した。少年が出て行つた後「一人の警察官は上機嫌で筆者に握手を求め、ルソー氏は「あんな奴らの面倒を日々見ているのは大変だ。頑張つてくれたまえ」と激励していたが、筆者は非常に複雑な思いであつた。というのも、刑事示談の問題点である①公平性の欠如（検事代理にルソー氏のような退職警察官がなる場合が多く、警察官が裁判官を勤めるような結果となり、検察官が裁判官を勤める以上に被害者側寄りになるとという危険がある）、②被疑者への刑事示談への心理的強制により、裁判の場での十分な防御権の行使が妨げられる点、が正に見えたような気がしたからである。もちろん、二〇〇一年一月二九日のデクレに規定されるように、被疑者は希望すれば弁護士の援助を受け、同意するかどうかの決定の前に一〇日間の考慮期間が与えられることがすべての事件において告知されていたが、筆者が見学した事件では皆、即座に署名していた。

## 2 ボビニー被害者支援組織

ボビニー大審裁判所を訪問した際、偶然であるが、地元の被害者支援団体「SOS Victime 93」所長であるナサバル氏（前述のように、刑事和解人も務めている）より、日本から来た全国の都道府県警の日本人警察官一二人を

迎えて行う被害者支援団体に関する講演が裁判所内であると聞き、飛び入りで参加させていただいた。そこで講演内容を中心に、ボビニー被害者支援組織「SOS Victime 93」の概要を紹介する。

まず、一般的な被害者支援について説明があり、被害者支援の利点は、煩雑な裁判手続きを経ることなく、被害者に対する損害賠償が得られることがあるという。フランスでは各県に一つの被害者支援団体事務所及び病院併設の事務所が置かれ、警察署で被害者が被害届けを出す際、警察官が被害者支援団体の連絡先を伝えるという連携が確立している。次に、この団体の説明であるが、「SOS Victime 93」は、フランス全土を統括する被害者支援組織である<sup>(22)</sup> INAVEM (Institut National d'Aide aux Victime et de Médiation、イナヴェムと読む=筆者注) の下部組織である。その規模は、一四人の有給職員によつて運営されている。有給職員の内訳は、事務局長一人、若手の法学士 (Juriste) 三人、心理学専門家であるコーディネーター一人と若手心理学士六人の計七人、(ほとんど無報酬の) 調停 (和解) 人三人である。この説明によると、会長、所長は、ほぼボランティアではないかと推測される。他の地域では職員も相当数のボランティアに頼っている現状であるが、ボビニー地区では検事局の要求によりすべて専従職員となっている。その理由は、四〇〇kmの中に一四〇万人の人口を抱えるパリ郊外の当地区は、犯罪が多発し、専門家の関与を必要とするからであるという。予算の規模は、毎年三〇〇万フラン (約六〇〇〇万円=筆者注) で、司法省予算が八割以上を占め、県予算、市町村予算が二割弱であり、一般人や民間企業の寄付金は受け付けていない。通常の協会 (association) は、会員の会費で経営されるが、「SOS Victime 93」はすべて公的資金で運営される点からも、公的性格が強い。ただ、スタッフ養成予算は別にあり、INAVEM が提案する養成プログラムを実施することが多いが、独自のプログラムもある。警察官との関係は良好である。INAVEM は「SOS Victime 93」との関係であるが、後者が前者の統括する団体グループに属してゐる他の、INAVEM

は各省庁と関係が深く、「SOS Victime 93」は県と関係が深い。たとえば、県議会とは定例会議を開き、交通機関内での暴力問題等について意見交換を行う。また、サンドニ病院内に被害者受入れ窓口が設けられ、警察官が被害者を連れてくることが多い。

歴史的経緯であるが、一九九七年に有志三人で被害者支援事業を始め、徐々に拡大してきた。被害者はどりにいるかを考え、病院と裁判所に受け皿を作ることを実現してもらつた。<sup>23)</sup> 一〇〇〇年一〇月から病院に窓口を開設し、二〇〇一年四月より事務所を開設した。ただし、事務所のスペースは無料で提供してもらい、電気及び電話代のみを支払つてもらつた。事務所には、待合室、スタッフルーム、資料室が各一室、相談室が三室ある。マスコミとの関係も非常に良好であり、一〇〇一年四月の事務所開設の際は、テレビや新聞で報道されたといつ。

事故や火災等の大規模被害に対する金銭的支援等、「SOS Victime 93」の様々な要求は、INAVEMの総会で要求する。一〇〇〇年六月一五日の無罪推定及び被害者の権利保護に関する法律により、警察官に被害者の権利及び支援団体に関する情報を被害者に通知する義務が導入されたので、将来は警察署にも支援窓口を開設するといつが目標であるといつ。

被害者の資格に制限はなく、外国人もすべて支援する。特にINAVEMは、外国の被害者支援団体との協力を強化してもらつた。最後に、相談員（心理士）に対する二次被害はほとんどないが、ストレスが溜まる仕事でもあるので、相談員自身が他のスーパーバイザーに心理カウンセラーを受けられる仕組みを作つてもらつた。その他の法務スタッフは、毎週一回事務局長と話し合いの席を設けるといつにより、問題の早期解決を図つてもらつた。

### 3 ナンテール大審裁判所

一〇〇一年一月に再度パリを訪れ、前回訪問できなかつたナンテール大審裁判所（Tribunal de grande instance

## フランスの刑事和解（一）

表4 ナンテール大審裁判所における  
刑事和解（2001年）

通常刑事和解(%)	
総 数(件) (%)	2,445 (100)
通常 事件 (%)	1,806 (71)
再 和 解 等 (%)	737 (29)
男 性 (%)	2,366 (83)
女 性 (%)	501 (17)
当事者出席 (%)	1,958 (68)
当事者欠席 (%)	917 (32)

表5 罪名別和解件数（2001年）

通常刑事和解(%)	
総犯罪数(件)	2,933 (100)
暴 行	918 (31)
窃盗及び関連犯罪	210 (7)
器物等損壊	429 (15)
公務執行妨害	83 (3)
道交法違反	88 (3)
脅 迫	109 (4)
詐 欺	98 (3)
薬 物 犯 罪	273 (9)

de Nanterre)において、パリ控訴院名譽法院検事アロワ (Alloy) 氏のアシスタントとして、刑事和解（特に少年賠償）手続を見学しつつ、研修を行った。

まず、アロワ氏から入手した統計資料によると、ナンテール大審裁判所は、パリ郊外の人口増大に伴い一九七四年末に創設された比較的新しい裁判所である。二〇〇〇年の統計で常駐の裁判官は一〇五人、検察官は三〇人、二八五人の職員、四〇人のプロベーシヨン専門職員、一三人の少年矯正専門職員等で構成されているが、実数は多少変動する。

二〇〇〇年に受理した告訴、告発、調書数は一二万二、一六六件（うち七万四、四一八件が被疑者不詳）で、八一五件の少年賠償を含む三、二九六件の刑事和解を行っている。また、ボビニー大審裁判所同様、二〇〇一年中に本大審裁判所で取り扱われた刑事和解件数（成人のみ）について表四に掲げ、罪名別和解件数を表五に掲げる。

ナンテール大審裁判所には、二〇〇三年二月二五日から二七日の三日間通い、前半二日間はアロワ・パリ控訴院名譽法院検事の行う少年賠償を、三日目は女性の和解人・クロシェ

(Crochet) 氏の行う通常刑事和解を見学した。特に、アロワ氏は、一〇〇二年九月の調査以来連絡を取り合っていたこともあり、筆者はアシスタントとして刑事和解の記録書類記入を依頼され、単なる見学だけではない刑事和解の研修を行うことができた。ナンテール大審裁判所は、ボビニー裁判所よりコンピュータの導入率が高く、筆者は書類を手書きしたが、事件番号、処分等をパソコンに打ち込めば自動的に集計されるシステムが出来上がっていた。

アロワ氏との二日間は、主として少年賠償手続の研修であつたが、いくつかの事例を紹介する。一例目は、街中のカフェでの少女グループ同士の喧嘩で、一四歳の少女が一五歳の少女の指を曲げる暴行を加え、被害者の指は曲がつたままとなる傷害を負つた事件であった。事件にかかわったすべての少女（被害者側一人、加害者側三人）とその保護者が召集され、狭い裁判所の一室にかなりの人数が入室した。被害を受けた少女には両親が付き添い、少女の治療費とピアノを習っていたのに練習ができないことの慰謝料を請求した。加害者の少女には母親が付き添つていたが、彼女自身が離婚後うつ病で治療中という診断書を提出し、経済的困難を理由に減額を要求した。アロワ氏は、双方の言い分を順番に話させ、喧嘩中の出来事で、被害者側も暴行を加えていた事実から、治療費のみの請求に減額するよう、それも分割払いにするよう被害少女の両親を説得したが、すべての参加者の納得が得られなかつたため、継続して話し合うことになった。

二例目は、小学校でのいじめ事件で、一〇歳の男子児童が複数の同級生男子から恒常にいじめを受けており、クラスメートの前で洋服を脱がされて不登校になるなどしたため、被害児童の両親が被害届けを出したというものであった。被害児童一人と加害児童三人及びその保護者が一室に集まり、アロワ氏が双方の言い分を聞いた後、オーブンに話し合う様子に好感を持った。被害児童の保護者も感情的になることなく冷静に加害児童とその保護者に

話しかけ、このようなことが二度と起らぬよう約束して欲しいと率直に伝えた。加害児童の保護者もそれに同意し、皆被害児童に同情して自分たちの子どもに謝罪するよう諭していた。被害児童も加害児童も皆緊張した様子で、加害児童全員が被害児童に謝罪し、握手を求め、二度といじめを繰り返さないという誓約書に保護者も含め全員が署名して、刑事和解が成立した（被害者側から、特に損害賠償は要求されなかつた）。

三日目は、クロシエ（Crochet）氏の行う通常刑事和解を見学した。父子間の暴力や万引き事案の書類が来ていたが、被疑者が出頭しなかつたので、再召喚の手続となつた。見学できた事例は、隣人間の騒音をめぐる争いに起因する暴行事件で、アパートで二〇代の若い独身男性がほぼ毎週末に友人を呼んでホームパーティーを開き、その下の階に住む四〇代の家族を持つサービス業の男性は、日曜の朝が早いので再三騒音を止めるよう申し入れたが、全く聞き入れられずに口論となり、四〇代の男性が二〇代の男性に軽い暴行を加えた（一、二回肩を強く押した）というものであった。まず、クロシエ（Crochet）氏が被害者・加害者の順番で双方の主張を聞き、どちらかが口を挟もうとすると、話が終わるまで黙つて聞くように諭し、双方が言いたいことをすべて述べた後に、話し合いによる解決方法を模索した。形式上は四〇代の男性が加害者だが、事案全体を見れば、騒音に悩まされていたのはむしろ彼の方で、実質的には被害者とも言える事案であった。刑事和解の目的は、正にこのように被害者と加害者とが整然と区別できないような事案に対し、すぐ刑事手続に乗せるのではなく、話し合いによる解決を目指すというものであることがよく理解できるような事案であった。最初は激しい口論をしていた両当事者も、クロシエ氏の誘導により次第に落ち着き、四〇代男性が謝罪し、二〇代男性も夜中過ぎの騒音は控えることを約束して被害届けを取り下げることに同意し、双方が書類に署名した後握手で別れ、この事案は解決した（次号に続く）。

(1) 司法制度改革審議会意見書—二一世紀の日本を支える司法制度—（平成二三年六月二一日）<http://www.kantei.go.jp/jp/fjp/sihouseido/report-dex.html> 参照。その後の議論については、「司法制度改革推進本部」の HP を参照。

(2) リンクが適切かいかば、なお疑問の余地が残る。わが国の略式命令と民事の損害賠償支払い命令を合わせたような制度であり、リンクでは便宜上「刑事示談」と訳す。

(3) メディアシオン・ペナル (médiation pénale) を日本では「刑事和解」と呼ぶことが多い、筆者自身も本書以前に公表した論文等において「刑事和解」または「刑事調停」という訳語を当てていた。一方、中村＝新倉＝今閑監訳『フランス法律用語辞典』（三省堂、一九九六年）では「刑事調停」と訳されており、さらに山口俊夫『フランス法辞典』（有斐閣、二〇〇一年）では、メディアシオンは「斡旋」と訳され、詳細な説明もあり、調停や和解と区別されている。そりで、メディアシオン・ペナル (médiation pénale) に「刑事斡旋」という訳語を当てる」とも考へたが、この言葉は法学者の間でも馴染みが薄く、本論文の題名も「民事和解」と対比させる意味で、一般的にも馴染みのある「刑事和解」という訳語を当てるとした。しかし、個々のフランス語の説明において、場合によつては「斡旋」という訳語も使用する」とお断りしておく。

(4) Loi d'orientation et de programmation pour la justice, Loi n° 2002-1138 du 9 septembre 2002, J.O. n° 299 du 24 décembre 2002, Loi organique n° 2003-153 du 26 février 2003 aux juge de proximité et lieus vers les décrets d'application, J.O. n° 49 du 27 février 2003 参照。

(5) 刑事和解の導入の主原因は、増加する軽微犯罪の告訴に裁判所が対処しきれない現実であると言わってきた。調査対象場所は、フランスの地理的・人口的バランスも考慮し、パリ、リヨン、ボルドーの三大都市と筆者の留学先であったグルノーブルを選択したが、フランスのフィガロ紙二〇〇三年三月六日付記事によると、二〇〇一年の全国三〇箇所の控訴院管轄地における不起訴率の順位では、リヨンが第一位で四十一・四%，グルノーブルが八位で三四・五%，ボルドーが一一位で三三・一%，パリが一四位で三三・〇%となつてゐる。Le Figaro, le 6 mars 2003, p.8.

(6) 有賀祥一「フランスにおける刑事和解制度—その実践と問題点—」慶應義塾大学大学院修士論文（二〇〇〇年）、有賀祥一・太田達也「フランスにおける刑事和解と被害者支援団体 NAVEM の活動」検査研究五〇巻二号（二〇〇一年）六二頁以下。なお、山本和彦『フランスの司法』（有斐閣・二〇〇一年）一一四頁以下参照。なお、筆者は既に別稿で

簡単な紹介を行つたり)があるが、本稿はより詳細な紹介を行うため、一部内容の重複がある」とを了承いただいた  
べ。島岡まな「フランスの刑事和解1・2」検査研究五一卷二号二八頁以下、同五二卷一號四八頁以下参照。

(7) フランス語の主要文献として、sous la direction de R.CARIO, «La médiation pénale», L'Harmattan 1997, sous la direction de F.MONEGER, «La Médiation en débat», édito. com 2002, J.-P. Bonafé-Schumitt, «La médiation», La documentation française 2002, sous la direction de P.CHEVALLIER et autres, «Les modes alternatifs de règlement des litiges: Les voies nouvelles d'une autre justice», La documentation française 2003 等参照。

(8) 以上に(ア)、(ル)で、和解セナタード入手した資料 Citoyens et Justice, «La Médiation pénale», 2003 参照。

(9) リハドは、山口『フランス法辞典』に従じ、斡旋の訳語を用いる。

(10) J.O. du 5 novembre 1992.

(11) 本改正から二〇〇〇年の「わむる「無罪推定法」等のフランス刑事訴訟法の改正動向」では、白取祐司「フ  
ランス刑事訴訟法の改正について（一）～（四・完）」現代刑法三卷三号（二〇〇一年）七五頁以下、同三卷七号（同）  
九〇頁以下、同四卷五号（二〇〇二年）六八頁以下、同五卷四号（二〇〇二年）七七頁以下参照。

(12) 法曹会「フランス刑事訴訟法典」（一九九九年）によれば、médiation pénale は「刑事仲裁手続き」と訳されて  
いるが、本稿では前注3で述べたような理由から「刑事和解」と訳した。なお、同「フランス刑事訴訟法典」には、一九  
九九年六月二三日の法律第五一五号による一連の改正（四）～（一）条などを（一）四条の追加）は反映されていない。

(13) J.O. du 12 avril 1996.

(14) 無能力及び失権（incapacités et déchéances）は、有罪判決から生じる一種の保安処分である。

(15) 現在のフランス通貨の単位はユーロであるが、法律上はドルも同時に使用されてもよだである。1フラン約20  
円として計算すると約50万円となる。

(16) フランス司法統計（Annuaire statistique de la Justice, Documentation française）二〇〇二年版一〇九頁によると、

(17) Centre d'Etudes des Modes Alternatifs de Règlement des Conflits の論である。

(18) ルの研究所では、(ア)ズィー (GHOZI) 教授の他に、共に仲裁の専門家であるフィリップ・フシャル教授、シャル  
ル・シャロソン教授の面会、インタビューを行つた。研究所および教授陣を紹介してくださった一橋大学の山本和

彦教授に心から感謝申し上げる。

(19) フランス刑法第二三二一一三条。なお、刑事示談に付することのできる犯罪は、フランス刑事訴訟法第四一一二条に規定されている。

(20) 調査当時の為替レート一ユーロ一二五円で計算すると三万七、五〇〇円となる。

(21) フランス刑法第二三二一一三条一項四号。

(22) 有賀・太田・前掲紹介(注6) 参照。

(23) 白取・前掲論文(注11) 参照。筆者もかつて簡単な紹介を行つたことがある。島岡まな「フランスにおける無罪推定保護と被害者の権利強化に関する法律」捜査研究四九巻八号七二頁以下参照。